

平成 29 年 10 月 20 日
保健管理センター

学生**特殊**健康診断の実施について

(該当者:有害業務従事者等)

平成 29 年度**特殊**健康診断を下記のとおり実施しますので、該当者は必ず受診してください。

記

1. 実施年月日 平成 29 年 11 月 7 日 (火) ~ 10 日 (金)
 9 時 00 分 ~ 11 時 30 分
 13 時 30 分 ~ 15 時 30 分
2. 場 所 保健管理センター
3. 該当者及び
健診項目 有害業務従事者等
 注: 有害業務とは、下記の「別紙」に掲載されているもので、
 この 1 年間に週 20 時間以上従事し、
 指導教員より受診指示のあった学生が該当。

※受診票は受付でお渡しします。
学生証を持参してください。

受診対象者及び検査項目

特 殊 健 康 診 断	対 象 者	<p>1 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第22条に規定する次の有害業務に常時従事している者</p> <p>(1) 高圧室内作業（令第6条第1号）</p> <p>(2) 水中潜水業務（令第20条第9号）</p> <p>(3) 放射線業務（令別表第2）</p> <p>(4) 特定化学物質等製造・取扱業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一類物質、第二類物質（令別表第3第1号、第2号） ・ 製造等禁止有害物等（令第16条第1項） <p>(5) 鉛業務（令別表第4）</p> <p>(6) 四アルキル鉛等業務（令別表第5）</p> <p>(7) 有機溶剤製造・取扱業務（令別表第6の2）</p> <p>(8) 塩酸、硝酸、硫酸等取扱業務（令第22条第3項）</p> <p>(9) 石綿業務（石綿障害予防規則）</p> <p>2 粉じん障害防止規則別表第1に掲げる作業（以下「粉じん作業」という。）に常時従事している者</p> <p>3 次の業務に常時従事したことのある者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定化学物質等で、令第22条第2項に掲げる物の製造・取扱業務 (2) 粉じん作業（じん肺管理区分が管理2又は管理3である者に限る。）
	検査項目	それぞれの業務ごとに関係法令で定める項目